

			附則第17条において準用する第29条
			第33条
			第39条において準用する第33条
			附則第10条において準用する第33条
			附則第17条において準用する第33条
④利用定員「標準」			
	社会福祉法 65条	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	第35条
			附則第4条
			附則第12条

## 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について

平成20年5月30日 老発第0530003号  
 都道府県知事  
 各指定都市市長あて 厚生労働省老健局長通知  
 中核市市長

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号（以下「基準」という。））が平成20年5月9日に公布され、平成20年6月1日より施行されることである。

軽費老人ホームに係る利用料等に関しては、これまで「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知）により取り扱ってきたところであるが、平成16年度より国庫補助が一般財源化されたこと、また基準において都道府県知事が利用料を定めることとしたところである。こうしたことを踏まえ、今後とも事業の実施が円滑に行えるよう、今後、別紙のとおり指針をお示しすることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として通知するものである。

また、本通知の施行に伴い、「軽費老人ホームの設備及び運営（本人からの事務費徴収額、特別運営費）について」（昭和57年5月15日社老第51号社会局老人福祉課長通知）は廃止する。別紙

### 軽費老人ホーム利用料等取扱基準

#### 第1 軽費老人ホームの利用料等

##### 1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

##### 2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

（別表I-1）

(2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表I-1のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用（月額）から、別表II-1の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

##### (3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

##### ア 寒冷地加算

寒冷地加算は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定により寒冷地手当を支

給される地域に所在する施設を対象とし、寒冷地加算として次に掲げる額（月額）とする。

○新寒冷地に所在する施設

区 分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
ケアハウス	790円	690円	660円	520円

(注)「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136条）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

ウ 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は、北海道に所在する施設を対象とし、毎月180円とする。

エ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

1,016,000円の範囲内の額/定員×12

オ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

カ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」（昭和62年7月16日社施第90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

750,000円の範囲内の額/定員×12

キ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社施第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗

じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ク 降灰除去費

降灰除去費は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設を対象とし、次により算出した額とする。

139,970円/定員×12

ケ 除雪費

除雪費は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和31年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外を対象とし、次に掲げる額とする。

毎年2月1日現在における利用者1人当たり

5,690円（加算は2月のみ）

3 生活費（月額）

(1) 生活費（月額）の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

地 域	1人当たりの額	地区別冬期加算額（11月から3月まで）					
		I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
甲 地	円	円	円	円	円	円	円
乙 地	円	円	円	円	円	円	円

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を、乙地とは、「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表Iの区分による。

4 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営

している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

5 特別運営関係

(1) 特別運営費は民間給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じ次の額（本人からの徴収額（年額）を限度額とする。）とする。

定員規模	年 額
人	円
10～19	40,000
20～29	50,000
30～39	70,000
40～49	90,000
50～60	110,000
61～70	130,000
71～80	150,000
81～90	170,000
91～100	190,000
101～120	220,000
121～140	260,000
141～160	300,000
161～180	340,000

181～200	380,000
201～	420,000

(2) 対象経費

- ア 施設経営者等が実施する利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- イ 利用料改訂に伴う利用者との契約更新時の説得等に要する経費
- ウ 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- エ 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士の雇上費、利用料未納分への充当等）
- オ その他施設会計において支出できるあらゆる経費

(3) 経理の方法等

- ア 特別運営費は、サービスの提供に要する費用の実徴収額から充当するものとする。
- イ 別表Ⅱ-1の本人からの徴収額には、特別運営費に相当する額は含まれないものとする。
- ウ 特別運営費は、減免した経費とみなし補助対象経理として取り扱うこと。
- エ 特別運営費は、施設会計から本部会計へ繰入れて支出することとし、施設会計においては、「利用者負担金収入」に「特別収入」の小区分を設け、「本部会計繰入金支出」に「特別運営費」の小区分を設け経理することとし、また、本部会計においては、「施設会計繰入金収入」に「特別収入」の小区分を設け、各々の支出に対応する勘定科目に「特別運営費」の小区分を設け経理する等その収支を明確にすること。

第2 軽費老人ホームA型の利用料等

1 基本利用料

軽費老人ホームA型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用（月額）は、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

（別表Ⅰ-2）

(2) サービスの提供に要する費用（月額）は別表Ⅰ-2のサービスの提供に要する基本額（月額）に各種加算額等を加えた額とする。

サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用（月額）から、別表Ⅱ-2-①又は、Ⅱ-2-②の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、それぞれの要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用（月額）に合算すること。

ア 寒冷地加算

寒冷地加算は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定により寒冷地手当を支給される地域に所在する施設を対象とし、寒冷地加算として次に掲げる額（月額）とする。

○新寒冷地に所在する施設

区 分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
軽 費 A	1,340円	1,170円	1,110円	880円

(注)「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を1年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500円を定員で除して得た額（月額）とする。

ウ 事務用冬期採暖費

事務用冬期採暖費は、北海道に所在する施設を対象とし、毎月180円とする。

エ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

1,016,000円の範囲内の額/定員×12

オ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

カ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱について」（昭和62年7月16日社施90号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

750,000円の範囲内の額/定員×12

キ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社施第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業同等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額（月額）」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

ク 降灰除去費

降灰除去費は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防

除地域の指定を受けた地域に所在する施設を対象とし、次により算出した額とする。

139,970円/定員×12

ケ 除雪費

除雪費は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和31年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外を対象とし、次に掲げる額とする。

毎年2月1日現在における利用者1人当り

5,690円（加算は2月のみ）

3 生活費

(1) 生活費の設定

生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案し、適正な水準とするよう努めること。

地 域	1人当たりの額	地区別冬期加算額（11月から3月まで）					
		I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
甲 地	円	円	円	円	円	円	円
乙 地	52,780	8,810	6,630	5,180	4,040	2,590	2,070
	50,210	7,880	5,800	4,660	3,830	2,180	1,880

(注1)「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」により「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を乙地とは、「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表1の区分による。

4 その他

(1) 退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

(2) 特別運営関係

ア 特別運営費は民間給与等改善費が適用されている施設を対象とし、施設の定員規模に応じた額（本人からの徴収額（年額）を限度額とする。）とする。

定員規模	年 額
人	円
10～19	40,000
20～29	50,000
30～39	70,000
40～49	90,000
50～60	110,000
61～70	130,000
71～80	150,000
81～90	170,000
91～100	190,000

101～120	220,000
121～140	260,000
141～160	300,000
161～180	340,000
181～200	380,000
201～	420,000

#### イ 対象経費

- (ア) 施設経営者等が実施する利用者及びその家族に対する説明会等の開催に要する経費
- (イ) 利用料改訂に伴う利用者との契約更新時の説得等に要する経費
- (ウ) 利用者からの要請等により行う環境整備等に要する経費
- (エ) 契約更新に係るトラブル等の対策費（弁護士上の雇上費，利用料未納分への充当等）
- (オ) その他施設会計において支出できるあらゆる経費

#### ウ 経理の方法等

- (ア) 特別運営費は，サービスの提供に要する費用の実徴収額から充当するものとする。
- (イ) 別表Ⅱ－２－①又は，Ⅱ－２－②の本人からの徴収額には，特別運営費に相当する額は含まれないものとする。
- (ウ) 特別運営費は，減免した経費とみなし補助対象経理として取り扱うこと。
- (エ) 特別運営費は，施設会計から本部会計へ繰入れて支出することとし，施設会計においては，「利用者負担金収入」に「特別収入」の小区分を設け，「本部会計繰入金支出」に「特別運営費」の小区分を設け経理することとし，また，本部会計においては，「施設会計繰入金収入」に「特別収入」の小区分を設け，各々の支出に対応する勘定科目に「特別運営費」の小区分を設け経理する等その収支を明確にすること。

### 第3 軽費老人ホームB型の利用料等

#### 1 基本利用料

軽費老人ホームB型における入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は，「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。

#### 2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は，入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし，その設定にあたっては，下記の金額を参考として，地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し，適正な水準とするよう努めること。

27,100円

#### 3 居住に要する費用（月額）

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては，施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ，その他の公的補助の状況及び入所者数，その他の事情を勘案し，適切に行うよう努めること。

（参考）

○平成9年度以前に整備された施設  
 定員1人当たりの国庫補助基準面積×  
 （建築年度の建築基準単価＋暖房基準単価）×1/4×乗率

○平成10年度以降に整備された施設

実際の建築に要した費用／定員×乗率

<乗率>

耐火構造	0.00908
準耐火構造平屋建	0.01172
準耐火構造2階建	0.01038

#### 4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については，「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

サービスの提供に要する基本額（月額）  
軽費老人ホーム

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額（月額）について、以下のとおりとなるので留意されたい。

	サービスの提供に要する基本額（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

① 単独設置

ケアハウス単独設置（介護職員あり）

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	143,100	140,500	139,600	137,800	136,900	136,000	135,100	134,200	132,400	131,600	128,900
21-30	95,900	94,100	93,500	92,300	91,700	91,100	90,500	89,900	88,700	88,100	86,400
31-40	84,200	82,600	82,100	81,000	80,500	79,900	79,400	78,900	77,800	77,200	75,600
41-50	75,200	73,700	73,200	72,300	71,800	71,300	70,800	70,300	69,300	68,800	67,300
51-60	63,600	62,400	62,000	61,100	60,700	60,300	59,900	59,400	58,600	58,200	56,900
61-70	60,300	59,100	58,700	57,800	57,400	57,000	56,600	56,200	55,400	55,000	53,800
71-80	52,900	51,900	51,500	50,800	50,400	50,100	49,700	49,400	48,700	48,300	47,200
81-90	52,400	51,400	51,000	50,300	49,900	49,600	49,200	48,800	48,100	47,800	46,700
91-100	47,300	46,300	46,000	45,400	45,000	44,700	44,400	44,100	43,400	43,100	42,100
101-110	45,700	44,700	44,400	43,700	43,400	43,100	42,800	42,400	41,800	41,500	40,500
111-120	42,000	41,100	40,800	40,200	39,900	39,600	39,300	39,000	38,400	38,100	37,300
121-130	42,700	41,800	41,500	40,900	40,600	40,300	40,000	39,600	39,000	38,700	37,800
131-140	39,700	38,900	38,600	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,300	36,000	35,200
141-150	38,100	37,300	37,100	36,500	36,300	36,000	35,700	35,500	35,000	34,700	33,900

（注）地域区分は、次によること。

- 16/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- 13/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- 12/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- 10/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- 9/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- 8/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。

- 7/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。
- 6/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡市、川西市とする。
- 4/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- 3/100は、人事院規則9-49附則第4条附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。

② 単独設置

介護職員1名を配置しない場合

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	119,200	117,100	116,400	115,000	114,200	113,500	112,800	112,100	110,700	110,000	107,900
20	79,900	78,500	78,000	77,100	76,600	76,100	75,700	75,200	74,300	73,800	72,400
21-30	72,200	70,900	70,400	69,500	69,100	68,700	68,200	67,800	66,900	66,400	65,100
31-40	65,600	64,400	64,000	63,100	62,700	62,300	61,900	61,400	60,600	60,200	58,900
41-50	55,600	54,600	54,200	53,500	53,100	52,800	52,400	52,100	51,400	51,000	49,900
51-60	53,500	52,400	52,100	51,300	51,000	50,600	50,300	49,900	49,200	48,900	47,800
61-70	46,900	46,000	45,700	45,100	44,800	44,500	44,100	43,800	43,200	42,900	42,000
71-80	47,100	46,200	45,900	45,200	44,900	44,600	44,300	44,000	43,300	43,000	42,100
81-90	42,600	41,800	41,500	40,900	40,600	40,300	40,100	39,800	39,200	38,900	38,100
91-100	41,400	40,500	40,200	39,700	39,400	39,100	38,800	38,500	37,900	37,600	36,800
101-110	38,000	37,300	37,000	36,500	36,200	35,900	35,700	35,400	34,900	34,600	33,800
111-120	39,000	38,200	37,900	37,400	37,100	36,800	36,600	36,300	35,700	35,500	34,600
121-130	36,300	35,500	35,300	34,800	34,500	34,300	34,000	33,700	33,200	33,000	32,200
131-140	34,900	34,200	34,000	33,500	33,300	33,000	32,800	32,500	32,100	31,800	31,100

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

③ 併設設置

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	145,600	143,300	142,500	141,000	140,200	139,400	138,700	137,900	136,400	135,600	133,300
15-19	97,500	96,000	95,500	94,400	93,900	93,400	92,900	92,400	91,400	90,800	89,300
20-29	93,300	91,700	91,100	90,000	89,400	88,900	88,300	87,800	86,700	86,100	84,500
30	67,300	66,200	65,800	65,100	64,700	64,300	64,000	63,600	62,900	62,500	61,400
31-40	62,700	61,600	61,200	60,500	60,100	59,800	59,400	59,000	58,300	57,900	56,800
41-50	50,500	49,600	49,300	48,700	48,400	48,100	47,800	47,500	46,900	46,600	45,700
51-60	42,300	41,500	41,300	40,800	40,600	40,300	40,100	39,800	39,300	39,100	38,300
61-70	36,400	35,700	35,500	35,100	34,900	34,700	34,500	34,300	33,800	33,600	33,000
71-80	32,000	31,500	31,300	30,900	30,700	30,500	30,400	30,200	29,800	29,600	29,100
81-90	33,900	33,300	33,100	32,700	32,500	32,300	32,100	31,900	31,500	31,300	30,700
91-100	30,600	30,100	29,900	29,500	29,300	29,100	29,000	28,800	28,400	28,200	27,700
101-110	29,900	29,300	29,100	28,700	28,500	28,300	28,100	27,900	27,500	27,400	26,800
111-120	27,500	26,900	26,800	26,400	26,200	26,000	25,900	25,700	25,300	25,200	24,600
121-130	29,300	28,800	28,600	28,200	28,000	27,800	27,600	27,400	27,000	26,800	26,200
131-140	27,400	26,800	26,700	26,300	26,100	25,900	25,800	25,600	25,200	25,000	24,500
141-150	26,500	26,000	25,800	25,500	25,300	25,100	25,000	24,800	24,500	24,300	23,800

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

④ 併設設置 介護職員1名を配置しない場合

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	97,600	96,400	96,000	95,200	94,800	94,400	94,000	93,600	92,900	92,500	91,300
15-19	65,500	64,700	64,400	63,900	63,600	63,400	63,100	62,800	62,300	62,000	61,300
20-29	69,500	68,400	68,000	67,300	66,900	66,600	66,200	65,900	65,100	64,800	63,700
30	51,200	50,500	50,200	49,800	49,500	49,300	49,000	48,800	48,300	48,100	47,300
31-40	50,800	50,000	49,700	49,100	48,900	48,600	48,300	48,000	47,500	47,200	46,400
41-50	40,900	40,200	40,000	39,600	39,300	39,100	38,900	38,700	38,200	38,000	37,300
51-60	34,200	33,600	33,500	33,100	32,900	32,700	32,500	32,400	32,000	31,800	31,300
61-70	29,600	29,100	28,900	28,600	28,500	28,300	28,100	28,000	27,700	27,500	27,000
71-80	26,000	25,600	25,400	25,200	25,000	24,900	24,800	24,600	24,300	24,200	23,800
81-90	28,600	28,100	27,900	27,600	27,400	27,200	27,100	26,900	26,600	26,400	25,900
91-100	25,800	25,400	25,200	24,900	24,800	24,700	24,500	24,400	24,100	23,900	23,500
101-110	25,600	25,100	25,000	24,600	24,500	24,300	24,200	24,000	23,700	23,500	23,000
111-120	23,500	23,100	22,900	22,600	22,500	22,400	22,200	22,100	21,800	21,600	21,200
121-130	25,700	25,200	25,000	24,700	24,500	24,400	24,200	24,000	23,700	23,500	23,000
131-140	24,600	23,500	23,400	23,100	22,900	22,700	22,600	22,400	22,100	22,000	21,500
141-150	23,300	22,900	22,700	22,400	22,300	22,200	22,000	21,900	21,600	21,400	21,000

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独設置) 共通職員

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	108,400	106,300	105,600	104,200	103,500	102,800	102,100	101,400	100,000	99,300	97,200
21-30	72,700	71,300	70,800	69,900	69,400	68,900	68,400	68,000	67,000	66,600	65,200
31-40	54,900	53,800	53,500	52,800	52,400	52,100	51,700	51,400	50,700	50,300	49,300
41-50	51,700	50,600	50,300	49,600	49,200	48,900	48,600	48,200	47,500	47,200	46,100
51-60	44,000	43,200	42,900	42,300	42,000	41,700	41,400	41,100	40,500	40,200	39,300
61-70	43,500	42,600	42,300	41,700	41,400	41,100	40,800	40,500	39,900	39,600	38,700
71-80	38,300	37,500	37,200	36,700	36,400	36,200	35,900	35,600	35,100	34,800	34,100
81-90	34,100	33,400	33,100	32,700	32,400	32,200	32,000	31,700	31,300	31,000	30,300
91-100	30,800	30,200	29,900	29,500	29,300	29,100	28,900	28,700	28,300	28,100	27,400
101-110	30,700	30,000	29,800	29,300	29,100	28,900	28,700	28,500	28,000	27,800	27,100
111-120	28,200	27,600	27,300	26,900	26,700	26,500	26,300	26,100	25,700	25,500	24,900
121-130	29,900	29,300	29,100	28,600	28,400	28,200	28,000	27,800	27,300	27,100	26,500
131-140	27,900	27,300	27,100	26,700	26,500	26,300	26,100	25,900	25,500	25,300	24,700
141-150	27,000	26,500	26,300	25,900	25,700	25,500	25,300	25,200	24,800	24,600	24,000

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	83,200	81,700	81,200	80,200	79,700	79,200	78,600	78,100	77,100	76,600	75,100
21-30	55,900	54,900	54,600	53,900	53,500	53,200	52,900	52,500	51,900	51,500	50,500
31-40	42,300	41,500	41,200	40,700	40,500	40,200	40,000	39,700	39,200	39,000	38,200
41-50	41,600	40,800	40,500	40,000	39,700	39,500	39,200	38,900	38,400	38,100	37,300
51-60	35,700	35,000	34,800	34,300	34,100	33,800	33,600	33,400	32,900	32,700	32,000
61-70	36,300	35,500	35,300	34,800	34,600	34,300	34,100	33,800	33,400	33,100	32,400
71-80	31,900	31,300	31,100	30,700	30,500	30,200	30,000	29,800	29,400	29,200	28,500
81-90	28,400	27,900	27,700	27,300	27,100	26,900	26,700	26,500	26,200	26,000	25,400
91-100	25,800	25,200	25,100	24,700	24,600	24,400	24,200	24,100	23,700	23,500	23,000
101-110	26,100	25,500	25,300	25,000	24,800	24,600	24,400	24,200	23,800	23,700	23,100
111-120	24,000	23,500	23,300	23,000	22,800	22,700	22,500	22,300	22,000	21,800	21,300
121-130	26,100	25,500	25,400	25,000	24,800	24,600	24,400	24,200	23,900	23,700	23,100
131-140	24,300	23,800	23,600	23,300	23,100	23,000	22,800	22,600	22,300	22,100	21,600
141-150	23,700	23,200	23,100	22,700	22,600	22,400	22,200	22,100	21,800	21,600	21,100

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設施置）

共通職員

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	76,100	74,900	74,500	73,800	73,400	73,000	72,600	72,200	71,400	71,000	69,800
15-19	51,100	50,300	50,100	49,500	49,300	49,000	48,800	48,500	48,000	47,700	46,900
20-29	58,500	57,400	57,100	56,300	56,000	55,600	55,200	54,900	54,100	53,800	52,700
30	44,100	43,400	43,100	42,600	42,400	42,100	41,900	41,700	41,200	40,900	40,200
31-40	33,300	32,800	32,600	32,300	32,100	31,900	31,700	31,500	31,200	31,000	30,400
41-50	26,900	26,500	26,300	26,000	25,900	25,700	25,600	25,400	25,200	25,000	24,600
51-60	22,700	22,300	22,200	22,000	21,900	21,700	21,600	21,500	21,200	21,100	20,800
61-70	19,600	19,300	19,200	19,000	18,900	18,800	18,700	18,600	18,400	18,300	18,000
71-80	17,300	17,100	17,000	16,800	16,700	16,600	16,500	16,400	16,200	16,100	15,900
81-90	15,500	15,300	15,200	15,000	14,900	14,900	14,800	14,700	14,500	14,500	14,200
91-100	14,100	13,900	13,800	13,700	13,600	13,500	13,500	13,400	13,200	13,200	12,900
101-110	14,900	14,600	14,500	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,800	13,700	13,400
111-120	13,700	13,500	13,400	13,200	13,100	13,100	13,000	12,900	12,700	12,600	12,400
121-130	16,600	16,300	16,200	16,000	15,800	15,700	15,600	15,500	15,300	15,200	14,900
131-140	15,500	15,200	15,100	14,900	14,800	14,700	14,600	14,500	14,300	14,200	13,900
141-150	15,500	15,200	15,100	14,900	14,800	14,700	14,600	14,500	14,300	14,200	14,000

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設施置）

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10-14	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700	25,700
15-19	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600
20-29	33,400	32,900	32,700	32,400	32,200	32,000	31,900	31,700	31,400	31,200	30,700
30	27,300	27,000	26,900	26,700	26,600	26,400	26,300	26,200	26,000	25,900	25,500
31-40	20,700	20,500	20,400	20,200	20,100	20,100	20,000	19,900	19,700	19,600	19,400
41-50	16,800	16,600	16,600	16,400	16,400	16,300	16,200	16,200	16,000	16,000	15,800
51-60	14,200	14,100	14,000	13,900	13,800	13,800	13,700	13,700	13,600	13,500	13,300
61-70	12,400	12,200	12,200	12,100	12,000	12,000	11,900	11,900	11,800	11,700	11,600
71-80	11,000	10,900	10,900	10,800	10,700	10,700	10,600	10,600	10,500	10,500	10,400
81-90	10,000	9,800	9,800	9,700	9,700	9,700	9,600	9,600	9,500	9,500	9,400
91-100	9,100	9,000	8,900	8,900	8,800	8,800	8,800	8,700	8,700	8,600	8,500
101-110	14,900	14,600	14,500	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,800	13,700	13,400
111-120	13,700	13,500	13,400	13,200	13,100	13,100	13,000	12,900	12,700	12,600	12,400
121-130	12,800	12,500	12,500	12,300	12,200	12,100	12,100	12,000	11,800	11,800	11,500
131-140	11,900	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,300	11,200	11,100	11,000	10,800
141-150	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,000

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑨ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般人所者に対する介護職員

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	35,300	34,800	34,600	34,200	34,000	33,800	33,700	33,500	33,100	32,900	32,300
21-30	23,100	22,800	22,600	22,400	22,300	22,100	22,000	21,900	21,600	21,500	21,100
31-40	29,300	28,800	28,600	28,200	28,000	27,800	27,600	27,400	27,100	26,900	26,300
41-50	23,400	23,000	22,800	22,500	22,400	22,200	22,100	21,900	21,600	21,500	21,000
51-60	19,500	19,200	19,000	18,800	18,700	18,500	18,400	18,300	18,000	17,900	17,500
61-70	16,700	16,400	16,300	16,100	16,000	15,800	15,700	15,600	15,400	15,300	15,000
71-80	14,600	14,400	14,300	14,100	14,000	13,900	13,800	13,700	13,500	13,400	13,100
81-90	18,300	17,900	17,800	17,500	17,400	17,300	17,200	17,000	16,800	16,700	16,300
91-100	16,500	16,100	16,000	15,800	15,700	15,600	15,500	15,300	15,100	15,000	14,700
101-110	15,000	14,700	14,600	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,700	13,600	13,300
111-120	13,700	13,400	13,300	13,100	13,000	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,200
121-130	12,700	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,300
131-140	11,700	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,700	10,500
141-150	11,000	10,800	10,700	10,500	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	10,000	9,800

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）

一般入所者に対する介護職員を1名置かなかつた場合

人数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
21-30	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
31-40	17,300	17,000	16,900	16,700	16,600	16,500	16,500	16,400	16,200	16,100	15,800
41-50	13,800	13,600	13,500	13,400	13,300	13,200	13,200	13,100	12,900	12,900	12,600
51-60	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,000	11,000	10,900	10,800	10,700	10,500
61-70	9,900	9,700	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,400	9,200	9,200	9,000
71-80	8,600	8,500	8,400	8,300	8,300	8,200	8,200	8,200	8,100	8,000	7,900
81-90	13,000	12,800	12,700	12,500	12,400	12,300	12,300	12,200	12,000	11,900	11,700
91-100	11,700	11,500	11,400	11,200	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,700	10,500
101-110	10,600	10,400	10,300	10,200	10,100	10,000	10,000	9,900	9,800	9,700	9,500
111-120	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,700
121-130	8,900	8,800	8,700	8,600	8,500	8,500	8,400	8,400	8,200	8,200	8,000
131-140	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,700	7,600	7,500
141-150	7,700	7,600	7,500	7,400	7,400	7,300	7,300	7,200	7,100	7,100	6,900

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

別表I-2

サービスの提供に要する基本額（月額）

修費老人ホームA型

① 単独設置

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	122,400	119,900	119,100	117,400	116,500	115,700	114,800	114,000	112,300	111,400	108,900
51-60	103,200	101,000	100,300	98,900	98,200	97,500	96,800	96,000	94,600	93,900	91,800
61-70	88,600	86,800	86,200	85,000	84,400	83,700	83,100	82,500	81,300	80,700	78,900
71-80	77,700	76,100	75,600	74,500	74,000	73,500	72,900	72,400	71,300	70,800	69,200
81-90	74,700	73,200	72,700	71,600	71,100	70,600	70,100	69,600	68,500	68,000	66,500
91-100	67,400	66,000	65,500	64,600	64,100	63,700	63,200	62,700	61,800	61,300	60,000
101-110	66,400	65,000	64,500	63,600	63,200	62,700	62,200	61,800	60,900	60,400	59,000
111-120	65,200	63,700	63,300	62,300	61,800	61,400	60,900	60,400	59,500	59,000	57,600
121-130	64,000	62,600	62,200	61,200	60,800	60,300	59,800	59,400	58,400	58,000	56,600
131-140	63,000	61,600	61,100	60,200	59,700	59,300	58,800	58,400	57,400	57,000	55,600
141-150	64,500	63,100	62,600	61,700	61,200	60,800	60,300	59,800	58,900	58,400	57,000
151-160	61,100	59,700	59,300	58,400	57,900	57,500	57,000	56,600	55,700	55,200	53,900
161-170	60,500	59,200	58,700	57,800	57,400	57,000	56,500	56,100	55,200	54,700	53,400
171-180	59,900	58,600	58,200	57,300	56,800	56,400	55,900	55,500	54,600	54,200	52,900
181-190	59,500	58,100	57,700	56,800	56,400	56,000	55,500	55,100	54,200	53,800	52,500
191-200	56,600	55,400	54,900	54,100	53,700	53,300	52,900	52,500	51,600	51,200	50,000
201-210	56,900	55,700	55,300	54,400	54,000	53,600	53,200	52,800	51,900	51,500	50,300

(注) 地域区分は別表I-1-①に同じ。

② 併設設置

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	88,100	86,200	85,600	84,400	83,800	83,200	82,600	81,900	80,700	80,100	78,300
51-60	74,300	72,800	72,200	71,200	70,700	70,200	69,700	69,100	68,100	67,600	66,000
61-70	63,800	62,500	62,000	61,200	60,700	60,300	59,800	59,400	58,500	58,100	56,700
71-80	56,100	54,900	54,500	53,700	53,400	53,000	52,600	52,200	51,400	51,000	49,900
81-90	59,500	58,300	57,800	57,000	56,600	56,200	55,700	55,300	54,500	54,100	52,800
91-100	53,600	52,500	52,100	51,400	51,000	50,600	50,300	49,900	49,100	48,800	47,600
101-110	53,800	52,700	52,300	51,600	51,200	50,800	50,400	50,000	49,300	48,900	47,800
111-120	52,500	51,400	51,000	50,300	49,900	49,500	49,200	48,800	48,100	47,700	46,600

(注) 地域区分は別表1-1-①に同じ。

③ 特定施設入居者生活介護を受けた場合  
共通職員

入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50	55,800	54,600	54,300	53,500	53,100	52,700	52,300	51,900	51,100	50,700	49,600
51-60	47,400	46,400	46,100	45,500	45,100	44,800	44,500	44,100	43,500	43,100	42,100
61-70	40,900	40,000	39,800	39,200	38,900	38,600	38,300	38,100	37,500	37,200	36,400
71-80	35,900	35,200	34,900	34,400	34,200	33,900	33,700	33,400	32,900	32,700	31,900
81-90	32,000	31,300	31,100	30,600	30,400	30,200	30,000	29,800	29,300	29,100	28,400
91-100	28,900	28,400	28,200	27,800	27,600	27,400	27,200	27,000	26,600	26,400	25,800
101-110	26,900	26,300	26,100	25,800	25,600	25,400	25,200	25,000	24,700	24,500	23,900
111-120	28,900	28,300	28,000	27,600	27,400	27,200	26,900	26,700	26,300	26,100	25,400
121-130	26,800	26,200	26,000	25,600	25,400	25,200	25,000	24,800	24,400	24,200	23,500
131-140	24,900	24,300	24,100	23,700	23,500	23,400	23,200	23,000	22,600	22,400	21,800
141-150	25,700	25,100	24,900	24,500	24,300	24,200	24,000	23,800	23,400	23,200	22,600
151-160	24,600	24,100	23,900	23,500	23,300	23,100	22,900	22,800	22,400	22,200	21,600
161-170	23,200	22,700	22,500	22,200	22,000	21,800	21,600	21,500	21,100	20,900	20,400
171-180	22,000	21,500	21,300	21,000	20,800	20,600	20,500	20,300	20,000	19,800	19,300
181-190	20,900	20,400	20,300	20,000	19,800	19,600	19,500	19,300	19,000	18,900	18,400
191-200	19,900	19,400	19,300	19,000	18,800	18,700	18,500	18,400	18,100	17,900	17,500
201-210	19,700	19,300	19,100	18,800	18,700	18,500	18,400	18,300	18,000	17,800	17,400

(注) 地域区分は別表1-1-①に同じ。

④ 特定施設入居者生活介護を受けた場合  
一般入所者に対する介護職員等

一般入所者数	平成20年6月以降適用										
	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	42,400	41,900	41,700	41,300	41,100	40,900	40,700	40,600	40,200	40,000	39,400
21-30	44,900	44,200	43,900	43,400	43,200	42,900	42,700	42,400	41,900	41,700	40,900
31-40	46,100	45,300	45,000	44,400	44,200	43,900	43,600	43,300	42,700	42,500	41,600
41-50	47,000	46,100	45,800	45,200	44,900	44,600	44,300	44,000	43,400	43,100	42,200
51-60	39,100	38,400	38,100	37,600	37,400	37,100	36,900	36,600	36,100	35,900	35,100
61-70	33,600	32,900	32,700	32,300	32,100	31,800	31,600	31,400	31,000	30,800	30,100
71-80	29,400	28,800	28,600	28,300	28,100	27,900	27,700	27,500	27,100	27,000	26,400
81-90	31,600	31,000	30,800	30,400	30,200	29,900	29,700	29,500	29,100	28,900	28,300
91-100	28,400	27,900	27,700	27,300	27,100	26,900	26,700	26,600	26,200	26,000	25,400
101-110	30,400	29,800	29,600	29,200	29,000	28,800	28,600	28,400	28,000	27,800	27,200
111-120	27,900	27,300	27,100	26,700	26,500	26,400	26,200	26,000	25,600	25,400	24,900
121-130	29,500	28,900	28,700	28,300	28,100	27,900	27,700	27,500	27,100	26,900	26,300
131-140	30,900	30,300	30,000	29,600	29,400	29,200	29,000	28,700	28,300	28,100	27,500
141-150	32,200	31,500	31,300	30,800	30,600	30,400	30,100	29,900	29,500	29,200	28,600
151-160	30,200	29,500	29,300	28,900	28,700	28,500	28,300	28,100	27,600	27,400	26,800
161-170	31,400	30,700	30,500	30,000	29,800	29,600	29,400	29,200	28,700	28,500	27,800
171-180	32,400	31,700	31,400	31,000	30,700	30,500	30,300	30,000	29,600	29,400	28,700
181-190	33,300	32,600	32,400	31,900	31,600	31,400	31,200	30,900	30,500	30,200	29,500
191-200	31,600	31,000	30,700	30,300	30,100	29,800	29,600	29,400	28,900	28,700	28,000
201-210	32,500	31,800	31,500	31,100	30,800	30,600	30,400	30,100	31,000	30,800	30,100

(注1) 地域区分は別表1-1-①に同じ。

(注2) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、1-2-③の「共通職員単価」によるものを、また、それ以外の一般入所者については、「共通職員単価」に1-2-④の「一般入所者に対する介護職員等単価」を加えたものを、サービスに要する費用の基本額(月額)とする。

別表 II-1

本人からの徴収額（月額）  
軽費老人ホーム

	対象収入による階層区分	費用徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	92,000
18	3,100,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用

徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

本人からの徴収額（月額）  
軽費老人ホームA型

① 平成3年7月1日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分	本人からのサービスに要する 費用の徴収額（月額）	
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,000
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,000
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,000
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,000
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,000
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,000
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,000
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,000
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,000
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,000
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	93,000
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	101,000
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	109,000
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	117,000
21	3,400,001円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

② 平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次の本人からの徴収額とする。

		階 層 区 分	本人からの費川徴収額 (月額)
A	非課税者 所得税	市町村民税の非課税者	10,000 円
B		〃 均等割のみの納税者	15,000
C <sub>1</sub>		〃 所得割課税者	20,000
C <sub>2</sub>	所得 税 課 税 者	所得税 7,300円以下	25,000
C <sub>3</sub>		〃 7,301～ 14,900円	30,000
C <sub>4</sub>		〃 14,901～ 22,200円	35,000
C <sub>5</sub>		〃 22,201～ 29,700円	40,000
C <sub>6</sub>		〃 29,701～ 37,200円	45,000
C <sub>7</sub>		〃 37,201～ 44,600円	50,000
C <sub>8</sub>		〃 44,601～ 52,200円	55,000
C <sub>9</sub>		〃 52,201～ 59,800円	60,000
C <sub>10</sub>		〃 59,801円以上	全 額

## 第4章 施設長資格

### 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について

昭和47年5月17日 社庶第83号  
 各都道府県知事あて 社会局長 通知  
 児童家庭局長

(最終改正) 平成11年3月30日 社援第830号

社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長(以下「施設長」という。)については、関係省令又は通知でその要件が規定されており、施設の認可や施設の監査等の際に厳重にその審査を行なっているものと存するが、最近における施設の新增設の急増傾向にかんがみ、施設運営のより一層の健全化を期するため、施設の新増設に係る社会福祉法人の設立又は定款変更の認可申請にあたっては、必ず施設長に就任することを予定している者の履歴書を添付し、その者が施設長としての資格を有すること等施設長としてふさわしい者であることを立証するよう指導するとともに、申請書中の総括的意見の欄に当該施設長に関する責職の意見を附記願いたい。

なお、関係省令又は通知に規定されている要件のうち、具体的要件に該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者等、抽象的規定に係る判定については、特に厳格に行なうとともに、既存施設の施設長の変動に際しても引き続き強力な指導を行なうよう配慮願いたい。

社会福祉施設の長の資格(参考)

施設種別	名 称	資 格 内 容	根 拠 規 程
救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	施設長	1 社会福祉事業法第18条各号のいずれかに該当する者 2 社会福祉事業に2年以上従事した者 3 これと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設等の設備及び運営に関する最低基準 41.7.1 厚令18
助産施設 乳児院 乳児預り所 母子寮 保育所 児童厚生施設 養護施設 知的障害児施設 虚弱児施設 し体不自由児通園施設	施設長	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 国公立の施設にあつては、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること	児童福祉施設最低基準 23.12.29 厚令63及び児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(児童家庭局関係)の施行について 62.3.9 児発141